

平成 25 年度高知県医療施設耐震整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県医療施設耐震整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 県は、医療施設の耐震化又は補強等を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物を有する病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）が行う耐震化のための施設整備に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、耐震構造指標である I_s 値が 0.3 未満の建物に対して行う地震防災上緊急に整備すべき医療施設耐震整備に必要な事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用

(補助率及び補助額の範囲)

第 4 条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。ただし、第 2 号の規定により算定された金額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第 1 の第 1 欄に掲げる補助基準額と同表の第 2 欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定すること。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第 1 の第 3 欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とすること。

(補助金交付申請書)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式に

よるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る工事に着手したときは、別記第2号様式による工事着工報告書を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容(用途、規模、構造、規格等をいう。)を変更する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、規模、構造又は規格が違って、同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (14) 病床過剰地域において補助事業者が新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減することとし、併せて病院全体の医療法（昭和23年法律第205号）の規定による許可病床数を削減すること。
- (15) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めるものとする。
- (16) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、第5条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に100分の25を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）が確定した場合は、その金額を別記第5号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一

支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告があつたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号から第9号まで、第8条第2項、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第4条関係)

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>2,300 m²(基準面積) × 155,000 円(基準単価) × 当該年度出来高率</p>	<p>医療施設耐震整備に必要な新築、増改築又は耐震補強に要する次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事費 2 工事請負費 	<p>1000分の475以内</p>

- (注) 1 建築面積(延べ床面積)が基準面積を下回るときは、当該建築面積(延べ床面積)を基準面積とする。
- 2 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。